

産商第263号

平成15年3月20日

第一生命保険相互会社
代表取締役社長 森田 富治郎 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成14年9月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイエー藤の森ショッパーズプラザ
京都市伏見区深草キトロ町82

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は、法第10条に規定するところにより、また、周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生じる場合にあっては、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い、当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、京阪本線藤森駅の北西方向に位置し、都市計画上の第二種住居地域に立地している。北側には道路を隔てて、共同住宅、低層住宅及び店舗が立地しているほか、東側は、田畑及び空地として利用されている。南側には共同住宅、西側には店舗に隣接して、共同住宅、低層住宅、店舗及び事業所が立地しており、師団街道を隔てて店舗が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、駐車場への入庫待ち来店車両による渋滞の発生防止、営業時間終了後の駐車場管理のあり方等について質疑等が交わされた。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場については、営業実績及び予測によれば、店舗駐車場に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場については、当該商業施設は京都市自転車等放置防止条例の施行以前に開設しているため、付置義務の対象外である。駐輪場についても、営業実績及び予測によれば、駐輪場の不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、営業実績から現状の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が20%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が0.79 d Bと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。